

3. 高度技術産学連携地域の活用に関する事項

(1) 高度技術産学連携地域の設定

本県では、昭和 59 年からの「宇都宮地域における高度技術に立脚した工業開発に関する計画」（以下「テクノポリス計画」という。）や平成 6 年からの「特定産業の集積の促進に関する計画」（以下「頭脳立地計画」という。）の推進により、高度技術産業や情報関連等のサービス産業の集積が進められてきた。

また、平成 12 年からはテクノポリス計画と頭脳立地計画を継承した「栃木県高度技術産業集積活性化計画」（以下「高度技術産業集積活性化計画」という。）において、宇都宮市を中心とする 4 市 5 町を高度技術産業集積地域に設定し、当該地域に集積する高度技術産業を活用した創業や新事業起こしの促進に取り組んできた。

高度技術産業集積地域は、本県の製造品出荷額の半分近くを占める産業が集積する他、大学や試験研究機関、産業支援機関などが数多く設置され新事業創出のための基盤が整備されている。

平成 15 年には、宇都宮テクノポリスセンター地区内に県の公設試験研究機関である産業技術センターと産業高度化支援機関であるとちぎ産業交流センターを一体的に整備した「とちぎ産業創造プラザ」が開設され、総合的な産業支援拠点施設として各種支援事業に取り組んでいる。

本県経済の持続的な発展を実現するためには、テクノポリス計画及び頭脳立地計画から高度技術産業集積活性化計画に至るこれまでの計画推進により培われた技術、人材等の高度技術産業資源を活かしながら、その機能強化を図り本県における新事業創出をより一層促進していくことが重要である。

そのため、本事業環境整備構想では、旧新事業創出促進法に基づき高度技術産業集積地域に設定されていた地域を、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に基づき「高度技術産学連携地域」として設定し、当該地域内において高度技術の研究開発を行う事業者と大学や試験研究機関との相互の活発な連携、交流による新たな事業活動を支援し、その成果を県全域に拡大・発展させていくものとする。

〈高度技術産学連携地域〉

宇都宮市、鹿沼市（旧「鹿沼市」の区域に限る。）、日光市（旧「今市市」の区域に限る。）、真岡市、下野市（旧「石橋町」の区域に限る。）、上三川町、芳賀町、壬生町、高根沢町の 5 市 4 町、面積 125,894 h a とする。